審　査　基　準

平成１３年　６月１２日作成

法　　令　　名	： 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根　拠　条　項	： 第１２条第３項
処 分 の 概 要	： 防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）	： 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め	： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審　査　基　準	：
標 準 処 理 期 間	： ３０日
申　　請　　先	： 徳島県公安委員会
問 い 合 わ せ 先	： 徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表０８８－６２２－３１０１）
備　　考	：